

平成29年2月15日
南房総市健康支援課

■ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

1 南房総市の移行日

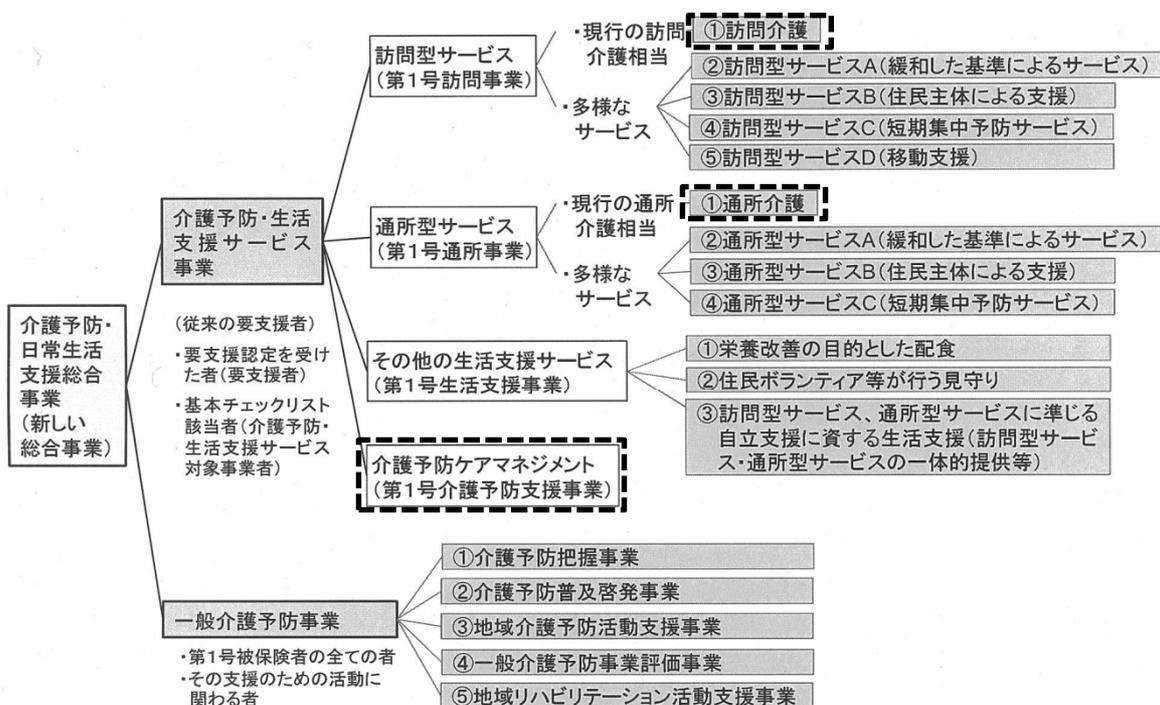
平成29年4月1日

2 総合事業の構成とサービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業は、①介護予防・生活支援サービス事業と②一般介護予防事業から構成されます。

総合事業への移行によって、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他のサービスとして、現行の介護予防訪問（通所）介護よりも人員、設備等の基準を緩和したサービス、住民主体によるサービスなど、市町村は国が示す例を参考に、地域の実情に応じて実施するサービス内容を検討することとされています。

平成29年4月の移行時点で、本市では、訪問型サービス、通所型サービスとして、**旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の基準によるサービスと介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントA）**を実施します。



3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

対象者は次のとおりです。

(1) 要支援認定者（要支援1・要支援2）

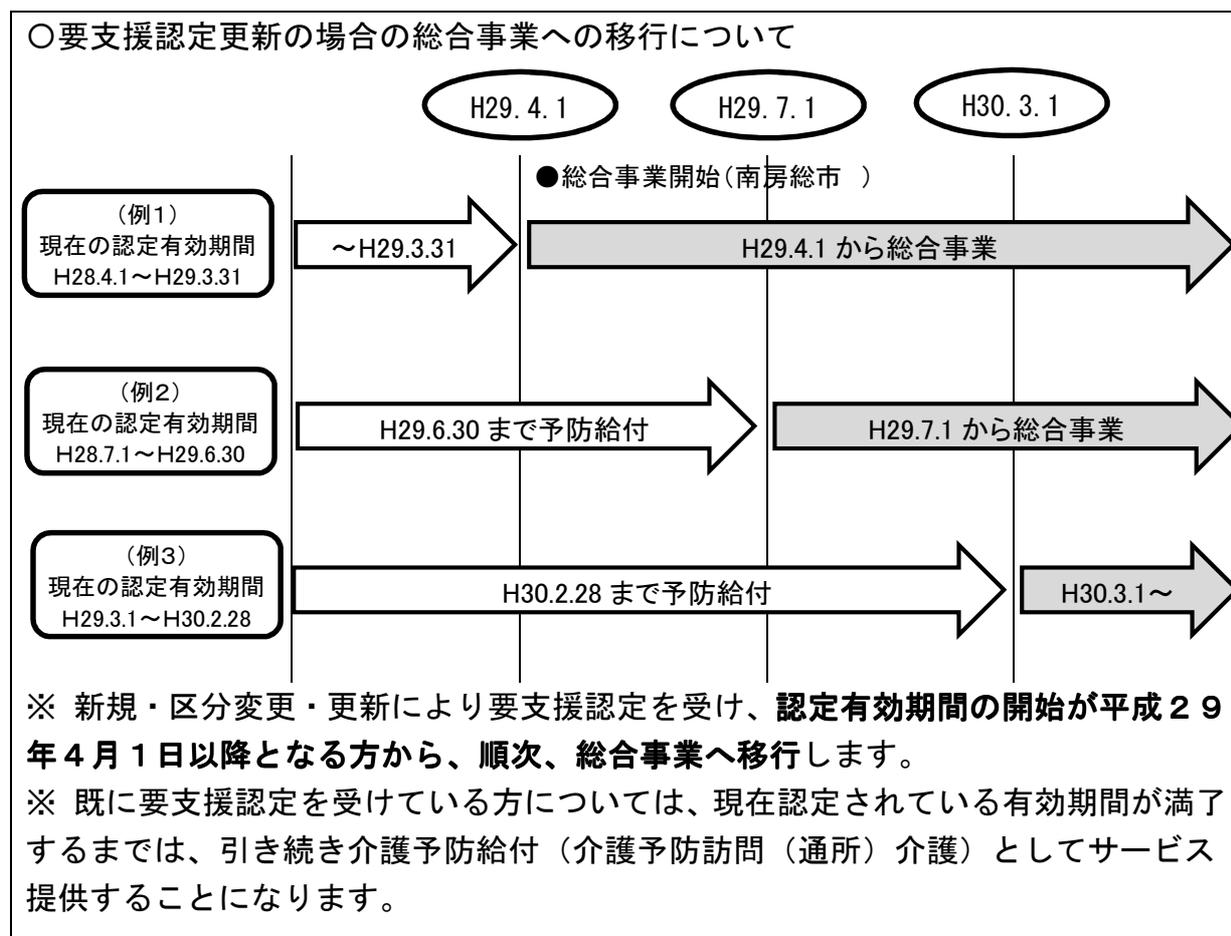
(2) 基本チェックリスト該当者

（認定結果が非該当となり、その後基本チェックリストにて該当した方）

本市の総合事業については、本市に住民票を有する方（南房総市の被保険者及び南房総市内の住所地特例対象施設に居住する他市町村の被保険者）が利用の対象ですが、

○ 要支援認定者については、認定の有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降となる方

○ 基本チェックリスト該当者については4月1日以降、認定の結果「非該当」となり、その後基本チェックリスト該当者と判断された方が、総合事業のサービスの提供を受けることになります。



4 支給限度額

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者は、要支援1・2の支給限度額の枠内で、総合事業（訪問（通所）型サービス）と訪問看護、福祉用具等の介護予防給付の併用が可能です。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者は、要支援1相当の支給限度額とし、総合事業（訪問（通所）型サービス）のみの利用が可能です。

	利用が可能なサービス		支給限度額
	介護予防給付	総合事業（訪問（通所）型サービス）	
要支援1	○	○	5,003 単位
要支援2	○	○	10,473 単位
基本チェックリスト該当者	×	○	5,003 単位

5 給付管理業務における留意点

(1) 給付管理事務

従来の予防給付サービスと総合事業サービスを併用する場合（例えば福祉用具レンタルと訪問型サービスを共に利用）の給付管理については、予防給付の支給限度額の範囲で予防給付と総合事業を一体的に行います。この場合の、給付管理業務を行ったケアマネジャーに支払われる報酬は、「介護予防支援費（サービス種類コード46）」です。

もっとも、要支援1・2の利用者であっても、予防給付サービスを利用せず、総合事業サービスのみ（例えば訪問型サービスや通所型サービス）を利用した場合、ケアマネジャーへの報酬は、「介護予防ケアマネジメント費」（サービス種類コードAF）」です。

(2) 初回加算

初回加算の算定については、基本的には、介護予防支援費に準じます。ただし、総合事業移行前に予防給付を受けていた利用者が、要支援の認定有効期間が満了し翌月から総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

(3) 月額包括報酬の月途中での日割り請求

訪問型・通所型サービスの「月額包括報酬の月途中での日割り請求」において、予防給付ではなかったケースでの適用が追加されたことに注意してください。

「開始月」の日割り事由として「利用者との契約開始」（起算月は契約日）が追加され、「終了月」の日割り事由として「利用者との契約解除」（起算日は契約解除日。ただし引き続き月途中からの開始事由がある場合は、その前日）が追加

されました。

6 利用回数

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、従来と変わりません。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、要支援1相当の利用回数とします。

7 負担割合

介護（予防）給付と同様、合計所得金額160万円以上（ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は除く。）の方は、2割負担です。

8 住所地特例者について

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。

他市町村の被保険者であっても、南房総市に施設がある住所地特例対象者については、南房総市の総合事業のサービスが提供されます。

指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うことになっています。

住所地特例における介護予防ケアマネジメントの費用については、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを利用して、年に1回支払い請求をするものとされています。

9 サービス事業者が総合事業の指定事業者であることの確認

事業対象者が南房総市外に立地するサービス事業所を利用開始する場合は、注意が必要です。そのサービス事業所が南房総市の総合事業指定事業者であるかを確認しなければなりません。特に平成27年4月以降に開業した事業所は「みなし指定」を受けていないため、南房総市の総合事業指定事業者でない可能性があります。

■ 基本チェックリストの取り扱いについて

1 訪問（通所）型サービスに関する基本チェックリストの活用

南房総市では、認定の結果「非該当」となった方に対して地域包括支援センター等が、基本チェックリストを用いてケアマネジメントを行い必要に応じてサービスに結びつけます。（当分の間は限定的な取り扱いとします。）

2 有効期間

基本チェックリストの該当者については、有効期間は設定しませんが、基本チェックリスト該当者に対して実施をする介護予防ケアマネジメントのプランの実施期間は、**最長1年間**とします。

基本チェックリストの該当者となった方で、プランの実施期間終了後もサービス利用の継続を希望する方については、このプランの実施期間終了のおおむね1箇月前に実施する評価・再アセスメントの過程の中で、再度基本チェックリストを実施することとします。

3 その他

要支援認定者に対し、介護予防支援等を実施する場合には、別途、アセスメントに活用するために基本チェックリストを実施します。

基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1～20 までの20 項目のうち10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6～10 までの5 項目のうち3 項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11～12 の2 項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13～15 までの3 項目のうち2 項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当

- ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。
- この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合をいう。

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか (例えば、必要な物品を購入しているか) を尋ねています。 頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねてい	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話

	ますか	による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。

16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

■ 訪問型サービス、通所型サービスについて

1 概要

総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについては、次のとおり国から実施するサービス内容の例示がされています。

① 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

② 通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

総合事業への移行により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他、市町村は国の例を参考に地域の実情に応じて、多様なサービスの内容を検討することとされています。

本市では、平成29年4月の移行時点、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当する事業のみ実施します。

2 旧介護予防訪問（通所）介護相当サービスの基準

訪問型サービス、通所型サービスのうち旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当するサービスの人員、設備、運営基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とします。

3 事業者指定

訪問型サービス、通所型サービスの指定権者は各市町村です。

(1) 平成27年3月末までに指定を受けている事業者について

平成27年3月末までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、平成27年4月から、全国一律で総合事業の指定事業者としての「みなし指定」の効力が発生しています。

これにより、事業開始時の指定申請は不要となります。（効力の範囲は全市町村）

みなし指定の有効期限は、平成30年3月末までです。

みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、指定更新申請を提出する必要があります。この場合の指定更新の効力は、**各市町村域の範囲内のみ**です。

(2) 平成27年4月以降に指定を受けた事業者について

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所は、みなし指定の効力が生じないため、総合事業の訪問型サービス、通所型サービス提供事業者としての指定申請を**サービスの提供する利用者がある各市町村**へ提出する必要があります。

(3) 指定申請等の留意点について

○ 書類提出は各市町村へ

変更届、加算届、指定（更新）申請上の留意点として、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者（住所地特例を除く）が利用している事業者については、A市町村に書類を提出するとともに、B市町村にも書類を提出する必要があることにご注意ください。

（南房総市が行う総合事業に係る事業者指定は、南房総市の被保険者及び南房総市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。）

○ サービスが混在します。指定権者にご留意ください。

介護給付、介護予防給付、総合事業の3種の指定が並存することになるので、指定内容に変更が生じた場合などは、必要書類を各指定権者へ提出する必要があります。

ります。

提供サービス		指定権者	H28年度	H29年度	H30年度
介護給付	訪問(通所)介護	千葉県	○(※)	○(※)	○(※)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	千葉県	○	○	×
総合事業	旧介護予防訪問(通所)介護	南房総市他	×	○	○

(※) 小規模な通所介護事業所は、市町村が指定する地域密着型通所介護へ移行しました。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護（総合事業以外の）については、有効期間が満了する場合は、従来同様千葉県への指定更新申請が必要です。

4 事業所番号

(1) みなし指定事業所

平成27年3月末に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている「みなし指定事業所」は、現在の事業所番号と変更はありません。

(2) 新規指定事業所

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所の事業所番号は、総合事業の指定事業者の指定決定通知でお知らせする予定です。

5 報酬単位（サービスコードについて）

単位については、別添資料、「南房総市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご確認ください。

地域単価については、次のとおりです。

・平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」（サービス種類コード・A1、A5）

→ 各事業所所在地に応じた地域単価です。

・平成29年4月1日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、南房総市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・A2、A6）

→ 国が規定する地域単価から選択して市町村（南房総市）が規定する。

★ 南房総市サービス種類コード対応表

サービスの種類	予防給付 サービス種類コード	総合事業（みなし） サービス種類コード	総合事業（新規） サービス種類コード
予防訪問介護 （相当サービス）	61	A1	A2
予防通所介護 （相当サービス）	65	A5	A6

6 請求について

(1) 請求方法

従来どおり国保連合会への請求です。

(2) 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式二の三に対する請求書
様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	総合事業によるサービスの請求明細書

★報酬単位（サービスコード）、請求上の留意点

- 総合事業は市町村によって単位、サービスコードが異なる場合があります。南房総市外の方に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村が示すサービスコードを必ずご確認ください。
- 総合事業への移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。請求にあたってはご注意ください。

(例)

本市に住民票を置く要支援認定者であって、認定の有効期間開始日が平成29年3月31日以前である方については、その有効期間が終了するまでは介護予防給付が継続されるため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の請求様式、サービスコードを使用します。

7 総合事業のサービス提供の契約（事業所⇔利用者間）

P2の対象者の方へ総合事業のサービスを提供する場合、総合事業利用のための契約が必要です。現行の予防給付と同様に、指定事業者は、利用者に対して、重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得て、サービス提供が開始されます。運営規定も総合事業用に作成（変更）しなければなりません。

■ 介護予防ケアマネジメントについて

1 概要

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

2 実施主体

利用者が住民票を置く市町村の地域包括支援センターが実施します。業務の一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託することも可能です。

【参考】総合事業の訪問（通所）型サービスのうち、現行の介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、「指定事業者」による実施となりますが（みなし指定又は新規指定）、介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所が実施する場合は、地域包括支援センターとの委託契約により実施することになります。

3 類型

国においては、3類型が示されていますが、平成29年4月の移行時点では1類型（介護予防ケアマネジメントA）のみを実施します。

4 人員、設備、運営基準等

介護予防ケアマネジメントAの人員、設備、運営基準等については、介護予防支援の基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号））と同様です。

5 報酬について

(1) 報酬について

報酬単位については、介護予防支援費と同様です。

	介護予防ケアマネジメント（総合事業）
単位	430単位
加算	初回加算 +300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位

(2) 初回加算について

初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定可能です。

① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

（介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二箇月以上経過した後に、介護

予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

- ② 要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(※) 次の場合は、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・総合事業への移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
- ・基本チェックリストによる事業対象者が、新たに要支援の認定を受けて、予防給付のサービスを利用することとなった場合

6 契約手続・様式など

(1) 契約手続きについて（居宅介護支援事業所⇔地域包括支援センター間）

居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を実施する場合には、地域包括支援センターと委託契約の締結が必要です。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で契約の手続きは次のとおりです。

→ **総合事業の対象となった方がいる事業所と、介護予防支援（給付）と介護予防ケアマネジメント（総合事業）を併記した契約書（それぞれ別個でもかまわない）を、新たに取り交わします。**

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との契約を結んだ後の流れは、介護予防支援と同様です。利用者へ説明を行い、同意を得て、利用者と地域包括支援センターとの間の契約を取り交わし、介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を、市に対して届け出ます。

(2) 様式について

実施する介護予防ケアマネジメントの様式については、国から示されている様式（従来から使用している様式）と同様です。

7 請求方法

地域包括支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所は、サービス提供月の翌月の5日までに、委託元である地域包括支援センターに対し、実績の入った ① サービス提供表 ② サービス提供表別表を提出していただきます。なお、総合事業による訪問（通所）型サービスと福祉用具貸与や訪問看護等予防給付のサービスを同一月内で併用する場合は、現行と同様の介護予防支援費を請求することとなります。

利用サービス	要 支 援 者			基本チェック リスト該当者 (事業対象者)
	介護予防給付の み	介護予防給付と 総合事業の併用	総合事業のみ	総合事業のみ
実施内容				
介護予防ケア マネジメント			○	○
介護予防支援	○	○		

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様、総合事業の給付管理票データを国保連合会へ伝送するとともに、介護予防ケアマネジメントの請求情報を取りまとめ、市にデータを送付します。

8 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式七の三に対する請求書
様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）	総合事業による介護予防ケアマネジメント費の請求明細書

■ 総合事業によるサービスの提供にあたって準備が必要となる事項

1 定款等の変更

平成29年4月1日からの総合事業によるサービスの提供にあたっては、

- ・「定款（法人の事業として総合事業が読めないケースなど）」
- ・「利用者との契約書」
- ・「重要事項説明書」
- ・「運営規定」

に記載する事業の名称などの文言に変更が生じることとなるため、遺漏のない対応にご協力をお願いします。

※ 現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項であるため、総合事業のサービス提供には適用されません。

【参考】

契約書などに記載する文言については、介護保険法等で使用されている文言に合わせ（例）「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）」「介護予防通所介護」→「第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）」

「介護予防支援」→「第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）」などと、整理することが適当と考えます。

※ 別添資料の「契約書」及び「重要事項説明書」のひな型を参考にしてください。

平成29年2月15日
南房総市健康支援課

■ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

1 南房総市の移行日

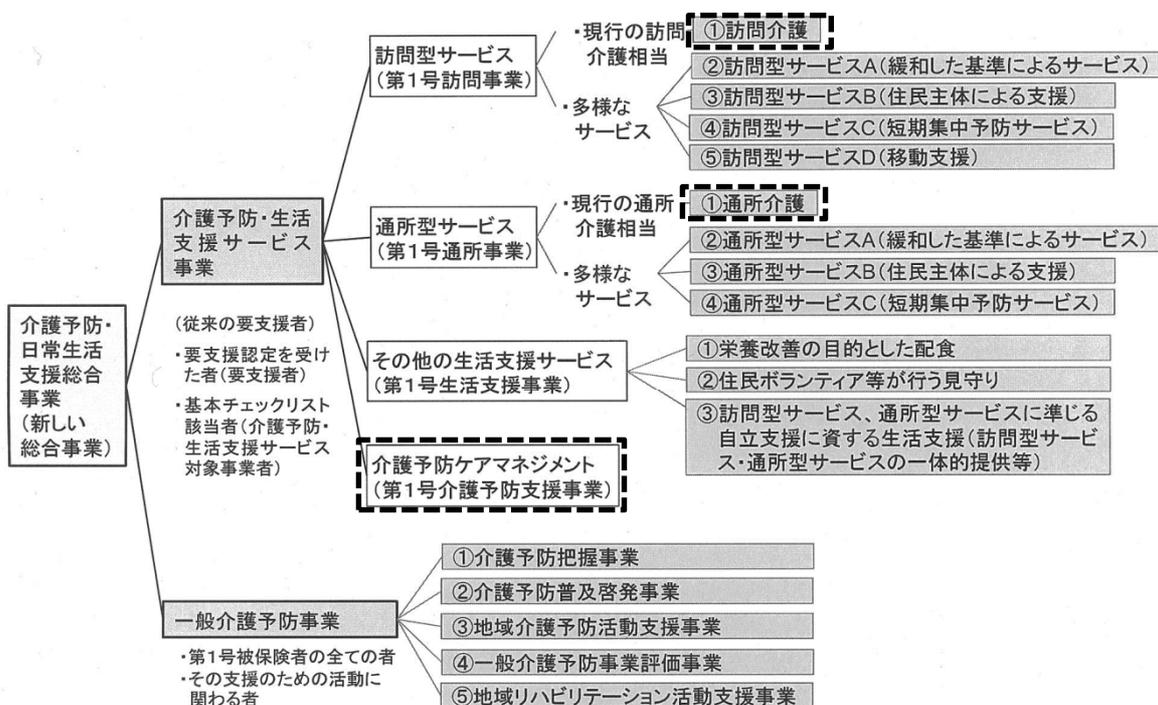
平成29年4月1日

2 総合事業の構成とサービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業は、①介護予防・生活支援サービス事業と②一般介護予防事業から構成されます。

総合事業への移行によって、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他のサービスとして、現行の介護予防訪問（通所）介護よりも人員、設備等の基準を緩和したサービス、住民主体によるサービスなど、市町村は国が示す例を参考に、地域の実情に応じて実施するサービス内容を検討することとされています。

平成29年4月の移行時点で、本市では、訪問型サービス、通所型サービスとして、**旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の基準によるサービスと介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントA）**を実施します。



3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

対象者は次のとおりです。

(1) 要支援認定者（要支援1・要支援2）

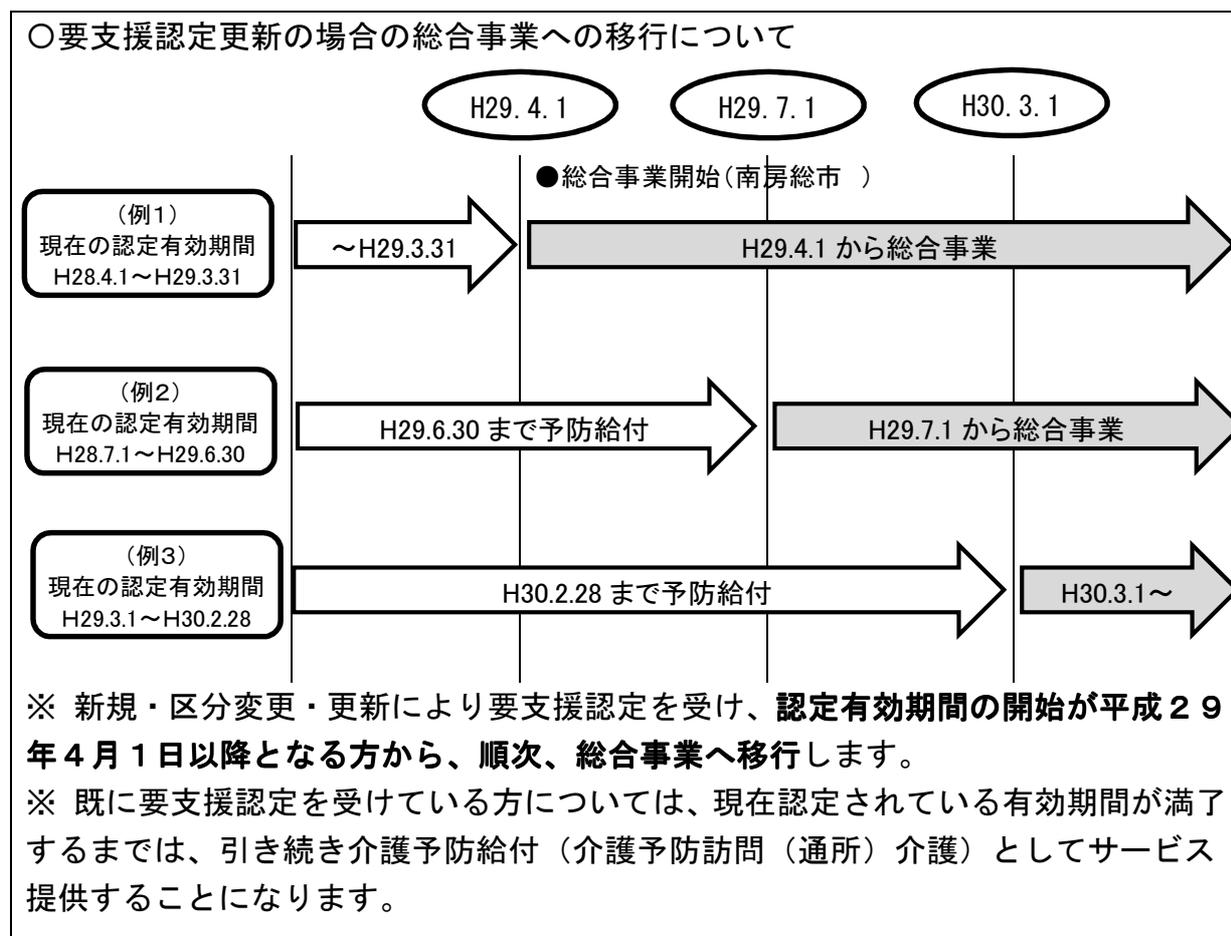
(2) 基本チェックリスト該当者

（認定結果が非該当となり、その後基本チェックリストにて該当した方）

本市の総合事業については、本市に住民票を有する方（南房総市の被保険者及び南房総市内の住所地特例対象施設に居住する他市町村の被保険者）が利用の対象ですが、

○ 要支援認定者については、認定の有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降となる方

○ 基本チェックリスト該当者については4月1日以降、認定の結果「非該当」となり、その後基本チェックリスト該当者と判断された方が、総合事業のサービスの提供を受けることになります。



4 支給限度額

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者は、要支援1・2の支給限度額の枠内で、総合事業（訪問（通所）型サービス）と訪問看護、福祉用具等の介護予防給付の併用が可能です。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者は、要支援1相当の支給限度額とし、総合事業（訪問（通所）型サービス）のみの利用が可能です。

	利用が可能なサービス		支給限度額
	介護予防給付	総合事業（訪問（通所）型サービス）	
要支援1	○	○	5,003 単位
要支援2	○	○	10,473 単位
基本チェックリスト該当者	×	○	5,003 単位

5 給付管理業務における留意点

(1) 給付管理事務

従来の予防給付サービスと総合事業サービスを併用する場合（例えば福祉用具レンタルと訪問型サービスを共に利用）の給付管理については、予防給付の支給限度額の範囲で予防給付と総合事業を一体的に行います。この場合の、給付管理業務を行ったケアマネジャーに支払われる報酬は、「介護予防支援費（サービス種類コード46）」です。

もっとも、要支援1・2の利用者であっても、予防給付サービスを利用せず、総合事業サービスのみ（例えば訪問型サービスや通所型サービス）を利用した場合、ケアマネジャーへの報酬は、「介護予防ケアマネジメント費」（サービス種類コードAF）」です。

(2) 初回加算

初回加算の算定については、基本的には、介護予防支援費に準じます。ただし、総合事業移行前に予防給付を受けていた利用者が、要支援の認定有効期間が満了し翌月から総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

(3) 月額包括報酬の月途中での日割り請求

訪問型・通所型サービスの「月額包括報酬の月途中での日割り請求」において、予防給付ではなかったケースでの適用が追加されたことに注意してください。

「開始月」の日割り事由として「利用者との契約開始」（起算月は契約日）が追加され、「終了月」の日割り事由として「利用者との契約解除」（起算日は契約解除日。ただし引き続き月途中からの開始事由がある場合は、その前日）が追加

されました。

6 利用回数

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、従来と変わりません。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、要支援1相当の利用回数とします。

7 負担割合

介護（予防）給付と同様、合計所得金額160万円以上（ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は除く。）の方は、2割負担です。

8 住所地特例者について

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。

他市町村の被保険者であっても、南房総市に施設がある住所地特例対象者については、南房総市の総合事業のサービスが提供されます。

指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うことになっています。

住所地特例における介護予防ケアマネジメントの費用については、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを利用して、年に1回支払い請求をするものとされています。

9 サービス事業者が総合事業の指定事業者であることの確認

事業対象者が南房総市外に立地するサービス事業所を利用開始する場合は、注意が必要です。そのサービス事業所が南房総市の総合事業指定事業者であるかを確認しなければなりません。特に平成27年4月以降に開業した事業所は「みなし指定」を受けていないため、南房総市の総合事業指定事業者でない可能性があります。

■ 基本チェックリストの取り扱いについて

1 訪問（通所）型サービスに関する基本チェックリストの活用

南房総市では、認定の結果「非該当」となった方に対して地域包括支援センター等が、基本チェックリストを用いてケアマネジメントを行い必要に応じてサービスに結びつけます。（当分の間は限定的な取り扱いとします。）

2 有効期間

基本チェックリストの該当者については、有効期間は設定しませんが、基本チェックリスト該当者に対して実施をする介護予防ケアマネジメントのプランの実施期間は、**最長1年間**とします。

基本チェックリストの該当者となった方で、プランの実施期間終了後もサービス利用の継続を希望する方については、このプランの実施期間終了のおおむね1箇月前に実施する評価・再アセスメントの過程の中で、再度基本チェックリストを実施することとします。

3 その他

要支援認定者に対し、介護予防支援等を実施する場合には、別途、アセスメントに活用するために基本チェックリストを実施します。

基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1～20 までの20 項目のうち10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6～10 までの5 項目のうち3 項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11～12 の2 項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13～15 までの3 項目のうち2 項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当

- ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。
- この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合をいう。

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか (例えば、必要な物品を購入しているか) を尋ねています。 頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねてい	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話

	ますか	による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。

16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

■ 訪問型サービス、通所型サービスについて

1 概要

総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについては、次のとおり国から実施するサービス内容の例示がされています。

① 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

② 通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

総合事業への移行により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他、市町村は国の例を参考に地域の実情に応じて、多様なサービスの内容を検討することとされています。

本市では、平成29年4月の移行時点、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当する事業のみ実施します。

2 旧介護予防訪問（通所）介護相当サービスの基準

訪問型サービス、通所型サービスのうち旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当するサービスの人員、設備、運営基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とします。

3 事業者指定

訪問型サービス、通所型サービスの指定権者は各市町村です。

(1) 平成27年3月末までに指定を受けている事業者について

平成27年3月末までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、平成27年4月から、全国一律で総合事業の指定事業者としての「みなし指定」の効力が発生しています。

これにより、事業開始時の指定申請は不要となります。（効力の範囲は全市町村）

みなし指定の有効期限は、平成30年3月末までです。

みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、指定更新申請を提出する必要があります。この場合の指定更新の効力は、**各市町村域の範囲内のみ**です。

(2) 平成27年4月以降に指定を受けた事業者について

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所は、みなし指定の効力が生じないため、総合事業の訪問型サービス、通所型サービス提供事業者としての指定申請を**サービスの提供する利用者がある各市町村**へ提出する必要があります。

(3) 指定申請等の留意点について

○ 書類提出は各市町村へ

変更届、加算届、指定（更新）申請上の留意点として、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者（住所地特例を除く）が利用している事業者については、A市町村に書類を提出するとともに、B市町村にも書類を提出する必要があることにご注意ください。

（南房総市が行う総合事業に係る事業者指定は、南房総市の被保険者及び南房総市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。）

○ サービスが混在します。指定権者にご留意ください。

介護給付、介護予防給付、総合事業の3種の指定が並存することになるので、指定内容に変更が生じた場合などは、必要書類を各指定権者へ提出する必要があります。

ります。

提供サービス		指定権者	H28年度	H29年度	H30年度
介護給付	訪問(通所)介護	千葉県	○(※)	○(※)	○(※)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	千葉県	○	○	×
総合事業	旧介護予防訪問(通所)介護	南房総市他	×	○	○

(※) 小規模な通所介護事業所は、市町村が指定する地域密着型通所介護へ移行しました。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護（総合事業以外の）については、有効期間が満了する場合は、従来同様千葉県への指定更新申請が必要です。

4 事業所番号

(1) みなし指定事業所

平成27年3月末に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている「みなし指定事業所」は、現在の事業所番号と変更はありません。

(2) 新規指定事業所

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所の事業所番号は、総合事業の指定事業者の指定決定通知でお知らせする予定です。

5 報酬単位（サービスコードについて）

単位については、別添資料、「南房総市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご確認ください。

地域単価については、次のとおりです。

・平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」（サービス種類コード・A1、A5）

→ 各事業所所在地に応じた地域単価です。

・平成29年4月1日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、南房総市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・A2、A6）

→ 国が規定する地域単価から選択して市町村（南房総市）が規定する。

★ 南房総市サービス種類コード対応表

サービスの種類	予防給付 サービス種類コード	総合事業（みなし） サービス種類コード	総合事業（新規） サービス種類コード
予防訪問介護 （相当サービス）	61	A1	A2
予防通所介護 （相当サービス）	65	A5	A6

6 請求について

(1) 請求方法

従来どおり国保連合会への請求です。

(2) 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式二の三に対する請求書
様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	総合事業によるサービスの請求明細書

★報酬単位（サービスコード）、請求上の留意点

- 総合事業は市町村によって単位、サービスコードが異なる場合があります。南房総市外の方に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村が示すサービスコードを必ずご確認ください。
- 総合事業への移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。請求にあたってはご注意ください。

(例)

本市に住民票を置く要支援認定者であって、認定の有効期間開始日が平成29年3月31日以前である方については、その有効期間が終了するまでは介護予防給付が継続されるため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の請求様式、サービスコードを使用します。

7 総合事業のサービス提供の契約（事業所⇄利用者間）

P2の対象者の方へ総合事業のサービスを提供する場合、総合事業利用のための契約が必要です。現行の予防給付と同様に、指定事業者は、利用者に対して、重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得て、サービス提供が開始されます。運営規定も総合事業用に作成（変更）しなければなりません。

■ 介護予防ケアマネジメントについて

1 概要

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

2 実施主体

利用者が住民票を置く市町村の地域包括支援センターが実施します。業務の一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託することも可能です。

【参考】総合事業の訪問（通所）型サービスのうち、現行の介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、「指定事業者」による実施となりますが（みなし指定又は新規指定）、介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所が実施する場合は、地域包括支援センターとの委託契約により実施することになります。

3 類型

国においては、3類型が示されていますが、平成29年4月の移行時点では1類型（介護予防ケアマネジメントA）のみを実施します。

4 人員、設備、運営基準等

介護予防ケアマネジメントAの人員、設備、運営基準等については、介護予防支援の基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号））と同様です。

5 報酬について

(1) 報酬について

報酬単位については、介護予防支援費と同様です。

	介護予防ケアマネジメント（総合事業）
単位	430単位
加算	初回加算 +300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位

(2) 初回加算について

初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定可能です。

① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

（介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二箇月以上経過した後に、介護

予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

- ② 要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(※) 次の場合は、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・総合事業への移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
- ・基本チェックリストによる事業対象者が、新たに要支援の認定を受けて、予防給付のサービスを利用することとなった場合

6 契約手続・様式など

(1) 契約手続きについて（居宅介護支援事業所⇔地域包括支援センター間）

居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を実施する場合には、地域包括支援センターと委託契約の締結が必要です。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で契約の手続きは次のとおりです。

→ **総合事業の対象となった方がいる事業所と、介護予防支援（給付）と介護予防ケアマネジメント（総合事業）を併記した契約書（それぞれ別個でもかまわない）を、新たに取り交わします。**

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との契約を結んだ後の流れは、介護予防支援と同様です。利用者へ説明を行い、同意を得て、利用者と地域包括支援センターとの間の契約を取り交わし、介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を、市に対して届け出ます。

(2) 様式について

実施する介護予防ケアマネジメントの様式については、国から示されている様式（従来から使用している様式）と同様です。

7 請求方法

地域包括支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所は、サービス提供月の翌月の5日までに、委託元である地域包括支援センターに対し、実績の入った ① サービス提供表 ② サービス提供表別表を提出していただきます。なお、総合事業による訪問（通所）型サービスと福祉用具貸与や訪問看護等予防給付のサービスを同一月内で併用する場合は、現行と同様の介護予防支援費を請求することとなります。

利用サービス	要 支 援 者			基本チェック リスト該当者 (事業対象者)
	介護予防給付の み	介護予防給付と 総合事業の併用	総合事業のみ	総合事業のみ
実施内容				
介護予防ケア マネジメント			○	○
介護予防支援	○	○		

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様、総合事業の給付管理票データを国保連合会へ伝送するとともに、介護予防ケアマネジメントの請求情報を取りまとめ、市にデータを送付します。

8 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式七の三に対する請求書
様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）	総合事業による介護予防ケアマネジメント費の請求明細書

■ 総合事業によるサービスの提供にあたって準備が必要となる事項

1 定款等の変更

平成29年4月1日からの総合事業によるサービスの提供にあたっては、

- ・「定款（法人の事業として総合事業が読めないケースなど）」
- ・「利用者との契約書」
- ・「重要事項説明書」
- ・「運営規定」

に記載する事業の名称などの文言に変更が生じることとなるため、遺漏のない対応にご協力をお願いします。

※ 現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項であるため、総合事業のサービス提供には適用されません。

【参考】

契約書などに記載する文言については、介護保険法等で使用されている文言に合わせ（例）「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）」「介護予防通所介護」→「第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）」

「介護予防支援」→「第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）」などと、整理することが適当と考えます。

※ 別添資料の「契約書」及び「重要事項説明書」のひな型を参考にしてください。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり (指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可)	変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり (指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可)	変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし （H30.3 末までには変更）	変更の必要なし （H30.3 末までには変更）	変更の必要あり （利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更）
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり （指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可）	変更の必要あり	変更の必要あり （利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更）

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり (指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可)	変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり (指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可)	変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)

平成29年2月15日
南房総市健康支援課

■ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

1 南房総市の移行日

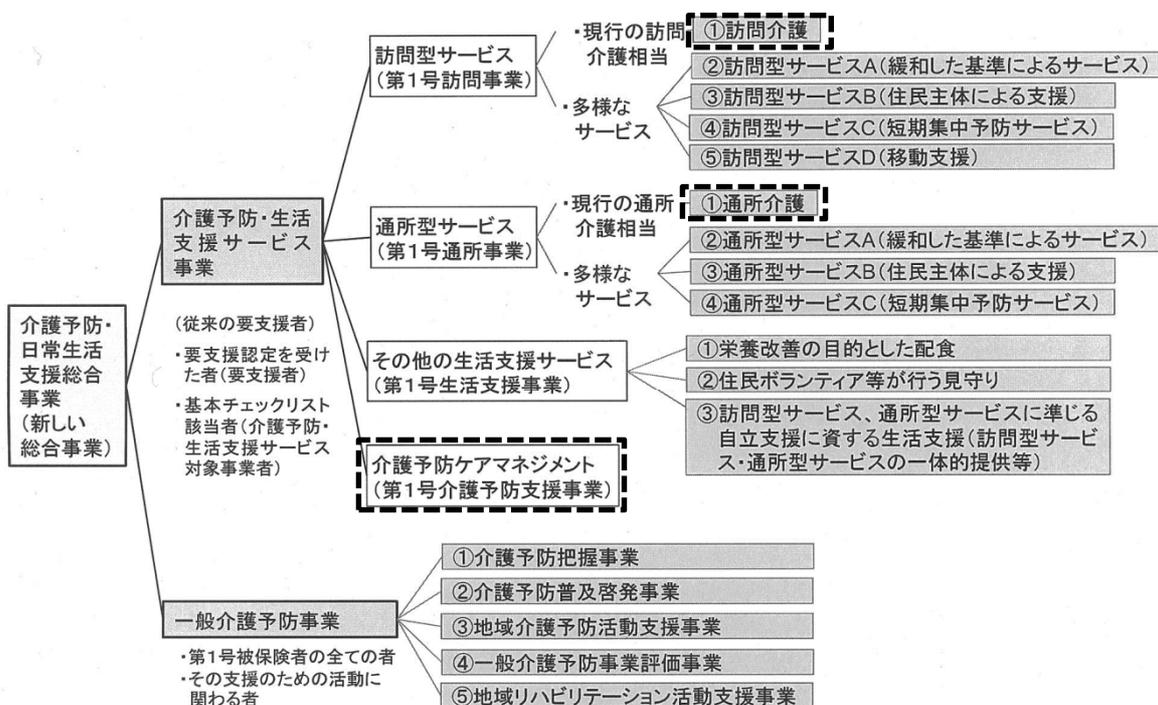
平成29年4月1日

2 総合事業の構成とサービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業は、①介護予防・生活支援サービス事業と②一般介護予防事業から構成されます。

総合事業への移行によって、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他のサービスとして、現行の介護予防訪問（通所）介護よりも人員、設備等の基準を緩和したサービス、住民主体によるサービスなど、市町村は国が示す例を参考に、地域の実情に応じて実施するサービス内容を検討することとされています。

平成29年4月の移行時点で、本市では、訪問型サービス、通所型サービスとして、**旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の基準によるサービスと介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントA）**を実施します。



3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

対象者は次のとおりです。

(1) 要支援認定者（要支援1・要支援2）

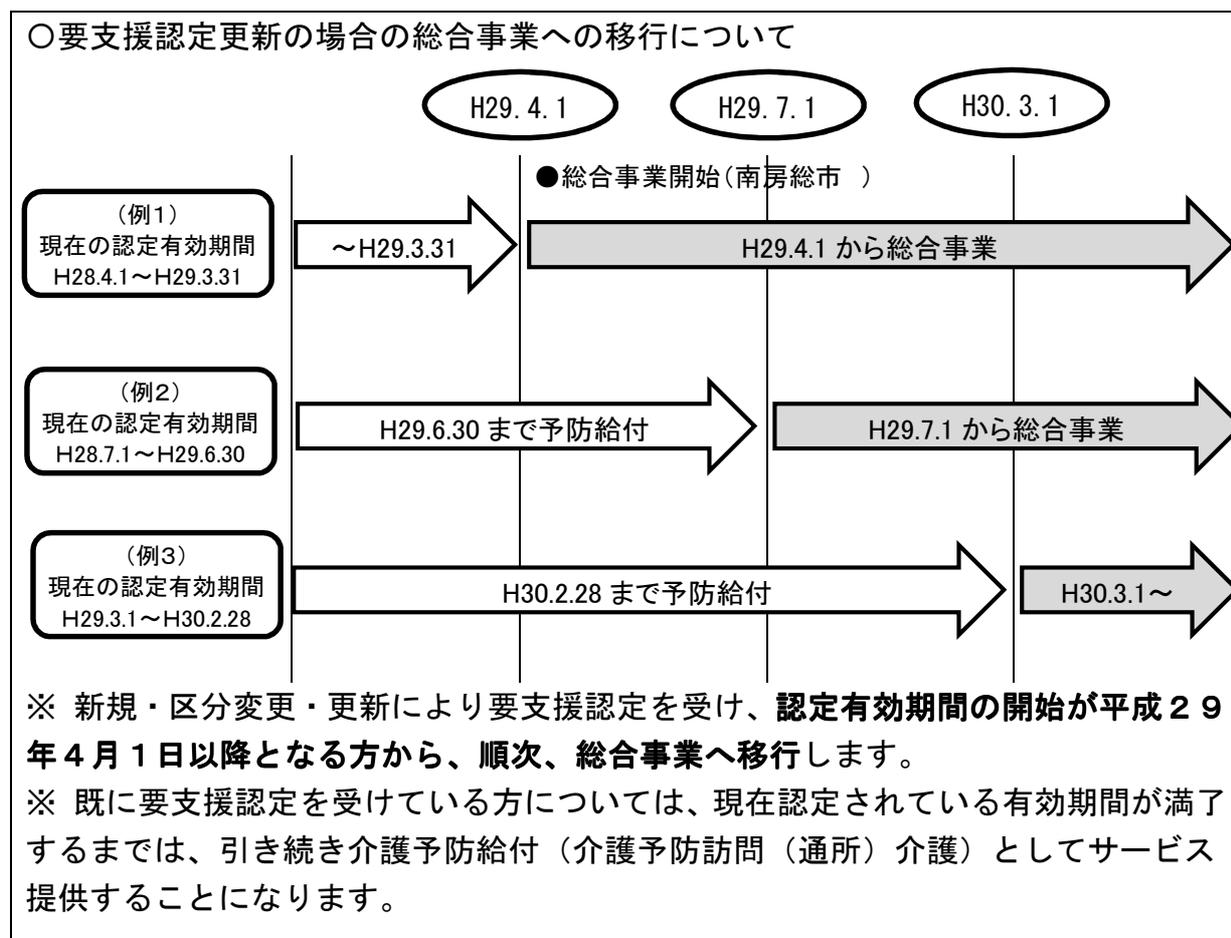
(2) 基本チェックリスト該当者

（認定結果が非該当となり、その後基本チェックリストにて該当した方）

本市の総合事業については、本市に住民票を有する方（南房総市の被保険者及び南房総市内の住所地特例対象施設に居住する他市町村の被保険者）が利用の対象ですが、

○ 要支援認定者については、認定の有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降となる方

○ 基本チェックリスト該当者については4月1日以降、認定の結果「非該当」となり、その後基本チェックリスト該当者と判断された方が、総合事業のサービスの提供を受けることになります。



4 支給限度額

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者は、要支援1・2の支給限度額の枠内で、総合事業（訪問（通所）型サービス）と訪問看護、福祉用具等の介護予防給付の併用が可能です。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者は、要支援1相当の支給限度額とし、総合事業（訪問（通所）型サービス）のみの利用が可能です。

	利用が可能なサービス		支給限度額
	介護予防給付	総合事業（訪問（通所）型サービス）	
要支援1	○	○	5,003 単位
要支援2	○	○	10,473 単位
基本チェックリスト該当者	×	○	5,003 単位

5 給付管理業務における留意点

(1) 給付管理事務

従来の予防給付サービスと総合事業サービスを併用する場合（例えば福祉用具レンタルと訪問型サービスを共に利用）の給付管理については、予防給付の支給限度額の範囲で予防給付と総合事業を一体的に行います。この場合の、給付管理業務を行ったケアマネジャーに支払われる報酬は、「介護予防支援費（サービス種類コード46）」です。

もっとも、要支援1・2の利用者であっても、予防給付サービスを利用せず、総合事業サービスのみ（例えば訪問型サービスや通所型サービス）を利用した場合、ケアマネジャーへの報酬は、「介護予防ケアマネジメント費」（サービス種類コードAF）」です。

(2) 初回加算

初回加算の算定については、基本的には、介護予防支援費に準じます。ただし、総合事業移行前に予防給付を受けていた利用者が、要支援の認定有効期間が満了し翌月から総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

(3) 月額包括報酬の月途中での日割り請求

訪問型・通所型サービスの「月額包括報酬の月途中での日割り請求」において、予防給付ではなかったケースでの適用が追加されたことに注意してください。

「開始月」の日割り事由として「利用者との契約開始」（起算月は契約日）が追加され、「終了月」の日割り事由として「利用者との契約解除」（起算日は契約解除日。ただし引き続き月途中からの開始事由がある場合は、その前日）が追加

されました。

6 利用回数

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日～となる要支援認定者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、従来と変わりません。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者の総合事業（訪問（通所）型サービス）の各週の利用回数は、要支援1相当の利用回数とします。

7 負担割合

介護（予防）給付と同様、合計所得金額160万円以上（ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は除く。）の方は、2割負担です。

8 住所地特例者について

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。

他市町村の被保険者であっても、南房総市に施設がある住所地特例対象者については、南房総市の総合事業のサービスが提供されます。

指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うことになっています。

住所地特例における介護予防ケアマネジメントの費用については、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを利用して、年に1回支払い請求をするものとされています。

9 サービス事業者が総合事業の指定事業者であることの確認

事業対象者が南房総市外に立地するサービス事業所を利用開始する場合は、注意が必要です。そのサービス事業所が南房総市の総合事業指定事業者であるかを確認しなければなりません。特に平成27年4月以降に開業した事業所は「みなし指定」を受けていないため、南房総市の総合事業指定事業者でない可能性があります。

■ 基本チェックリストの取り扱いについて

1 訪問（通所）型サービスに関する基本チェックリストの活用

南房総市では、認定の結果「非該当」となった方に対して地域包括支援センター等が、基本チェックリストを用いてケアマネジメントを行い必要に応じてサービスに結びつけます。（当分の間は限定的な取り扱いとします。）

2 有効期間

基本チェックリストの該当者については、有効期間は設定しませんが、基本チェックリスト該当者に対して実施をする介護予防ケアマネジメントのプランの実施期間は、**最長1年間**とします。

基本チェックリストの該当者となった方で、プランの実施期間終了後もサービス利用の継続を希望する方については、このプランの実施期間終了のおおむね1箇月前に実施する評価・再アセスメントの過程の中で、再度基本チェックリストを実施することとします。

3 その他

要支援認定者に対し、介護予防支援等を実施する場合には、別途、アセスメントに活用するために基本チェックリストを実施します。

基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1～20 までの20 項目のうち10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6～10 までの5 項目のうち3 項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11～12 の2 項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13～15 までの3 項目のうち2 項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当

- ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。
- この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合をいう。

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか (例えば、必要な物品を購入しているか) を尋ねています。 頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねてい	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話

	ますか	による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。

16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

■ 訪問型サービス、通所型サービスについて

1 概要

総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについては、次のとおり国から実施するサービス内容の例示がされています。

① 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

② 通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

総合事業への移行により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他、市町村は国の例を参考に地域の実情に応じて、多様なサービスの内容を検討することとされています。

本市では、平成29年4月の移行時点、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当する事業のみ実施します。

2 旧介護予防訪問（通所）介護相当サービスの基準

訪問型サービス、通所型サービスのうち旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当するサービスの人員、設備、運営基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とします。

3 事業者指定

訪問型サービス、通所型サービスの指定権者は各市町村です。

(1) 平成27年3月末までに指定を受けている事業者について

平成27年3月末までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、平成27年4月から、全国一律で総合事業の指定事業者としての「みなし指定」の効力が発生しています。

これにより、事業開始時の指定申請は不要となります。（効力の範囲は全市町村）

みなし指定の有効期限は、平成30年3月末までです。

みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、指定更新申請を提出する必要があります。この場合の指定更新の効力は、**各市町村域の範囲内のみ**です。

(2) 平成27年4月以降に指定を受けた事業者について

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所は、みなし指定の効力が生じないため、総合事業の訪問型サービス、通所型サービス提供事業者としての指定申請を**サービスの提供する利用者がある各市町村**へ提出する必要があります。

(3) 指定申請等の留意点について

○ 書類提出は各市町村へ

変更届、加算届、指定（更新）申請上の留意点として、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者（住所地特例を除く）が利用している事業者については、A市町村に書類を提出するとともに、B市町村にも書類を提出する必要があることにご注意ください。

（南房総市が行う総合事業に係る事業者指定は、南房総市の被保険者及び南房総市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。）

○ サービスが混在します。指定権者にご留意ください。

介護給付、介護予防給付、総合事業の3種の指定が並存することになるので、指定内容に変更が生じた場合などは、必要書類を各指定権者へ提出する必要があります。

ります。

提供サービス		指定権者	H28年度	H29年度	H30年度
介護給付	訪問(通所)介護	千葉県	○(※)	○(※)	○(※)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	千葉県	○	○	×
総合事業	旧介護予防訪問(通所)介護	南房総市他	×	○	○

(※) 小規模な通所介護事業所は、市町村が指定する地域密着型通所介護へ移行しました。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護（総合事業以外の）については、有効期間が満了する場合は、従来同様千葉県への指定更新申請が必要です。

4 事業所番号

(1) みなし指定事業所

平成27年3月末に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている「みなし指定事業所」は、現在の事業所番号と変更はありません。

(2) 新規指定事業所

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所の事業所番号は、総合事業の指定事業者の指定決定通知でお知らせする予定です。

5 報酬単位（サービスコードについて）

単位については、別添資料、「南房総市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご確認ください。

地域単価については、次のとおりです。

・平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」（サービス種類コード・A1、A5）

→ 各事業所所在地に応じた地域単価です。

・平成29年4月1日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、南房総市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・A2、A6）

→ 国が規定する地域単価から選択して市町村（南房総市）が規定する。

★ 南房総市サービス種類コード対応表

サービスの種類	予防給付 サービス種類コード	総合事業（みなし） サービス種類コード	総合事業（新規） サービス種類コード
予防訪問介護 （相当サービス）	61	A1	A2
予防通所介護 （相当サービス）	65	A5	A6

6 請求について

(1) 請求方法

従来どおり国保連合会への請求です。

(2) 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式二の三に対する請求書
様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	総合事業によるサービスの請求明細書

★報酬単位（サービスコード）、請求上の留意点

- 総合事業は市町村によって単位、サービスコードが異なる場合があります。南房総市外の方に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村が示すサービスコードを必ずご確認ください。
- 総合事業への移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。請求にあたってはご注意ください。

(例)

本市に住民票を置く要支援認定者であって、認定の有効期間開始日が平成29年3月31日以前である方については、その有効期間が終了するまでは介護予防給付が継続されるため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の請求様式、サービスコードを使用します。

7 総合事業のサービス提供の契約（事業所⇔利用者間）

P2の対象者の方へ総合事業のサービスを提供する場合、総合事業利用のための契約が必要です。現行の予防給付と同様に、指定事業者は、利用者に対して、重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得て、サービス提供が開始されます。運営規定も総合事業用に作成（変更）しなければなりません。

■ 介護予防ケアマネジメントについて

1 概要

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

2 実施主体

利用者が住民票を置く市町村の地域包括支援センターが実施します。業務の一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託することも可能です。

【参考】総合事業の訪問（通所）型サービスのうち、現行の介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、「指定事業者」による実施となりますが（みなし指定又は新規指定）、介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所が実施する場合は、地域包括支援センターとの委託契約により実施することになります。

3 類型

国においては、3類型が示されていますが、平成29年4月の移行時点では1類型（介護予防ケアマネジメントA）のみを実施します。

4 人員、設備、運営基準等

介護予防ケアマネジメントAの人員、設備、運営基準等については、介護予防支援の基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号））と同様です。

5 報酬について

(1) 報酬について

報酬単位については、介護予防支援費と同様です。

	介護予防ケアマネジメント（総合事業）
単位	430単位
加算	初回加算 +300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位

(2) 初回加算について

初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定可能です。

① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

（介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二箇月以上経過した後に、介護

予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

- ② 要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(※) 次の場合は、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・総合事業への移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
- ・基本チェックリストによる事業対象者が、新たに要支援の認定を受けて、予防給付のサービスを利用することとなった場合

6 契約手続・様式など

(1) 契約手続きについて（居宅介護支援事業所⇔地域包括支援センター間）

居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を実施する場合には、地域包括支援センターと委託契約の締結が必要です。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で契約の手続きは次のとおりです。

→ **総合事業の対象となった方がいる事業所と、介護予防支援（給付）と介護予防ケアマネジメント（総合事業）を併記した契約書（それぞれ別個でもかまわない）を、新たに取り交わします。**

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との契約を結んだ後の流れは、介護予防支援と同様です。利用者へ説明を行い、同意を得て、利用者と地域包括支援センターとの間の契約を取り交わし、介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を、市に対して届け出ます。

(2) 様式について

実施する介護予防ケアマネジメントの様式については、国から示されている様式（従来から使用している様式）と同様です。

7 請求方法

地域包括支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所は、サービス提供月の翌月の5日までに、委託元である地域包括支援センターに対し、実績の入った ① サービス提供表 ② サービス提供表別表を提出していただきます。なお、総合事業による訪問（通所）型サービスと福祉用具貸与や訪問看護等予防給付のサービスを同一月内で併用する場合は、現行と同様の介護予防支援費を請求することとなります。

利用サービス	要 支 援 者			基本チェック リスト該当者 (事業対象者)
	介護予防給付の み	介護予防給付と 総合事業の併用	総合事業のみ	総合事業のみ
実施内容				
介護予防ケア マネジメント			○	○
介護予防支援	○	○		

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様、総合事業の給付管理票データを国保連合会へ伝送するとともに、介護予防ケアマネジメントの請求情報を取りまとめ、市にデータを送付します。

8 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりです。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式七の三に対する請求書
様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）	総合事業による介護予防ケアマネジメント費の請求明細書

■ 総合事業によるサービスの提供にあたって準備が必要となる事項

1 定款等の変更

平成29年4月1日からの総合事業によるサービスの提供にあたっては、

- ・「定款（法人の事業として総合事業が読めないケースなど）」
- ・「利用者との契約書」
- ・「重要事項説明書」
- ・「運営規定」

に記載する事業の名称などの文言に変更が生じることとなるため、遺漏のない対応にご協力をお願いします。

※ 現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項であるため、総合事業のサービス提供には適用されません。

【参考】

契約書などに記載する文言については、介護保険法等で使用されている文言に合わせ（例）「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）」「介護予防通所介護」→「第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）」

「介護予防支援」→「第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）」などと、整理することが適当と考えます。

※ 別添資料の「契約書」及び「重要事項説明書」のひな型を参考にしてください。